仕　　様　　書

１　件　名

業務用コンピュータ機器等の賃貸借

２　納入・設置場所及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納入・設置場所 | 住　　所 | パーソナルコンピュータ種別・数量（台） |
| デスクトップ型 | ノート型 | 計 |
| 緑化管理部経営企画課 | 中区基町４番４１号中央公園ファミリープール内 | － | ２ | ２ |
| 安佐動物公園管理課 | 安佐北区安佐町大字動物園 | １ | － | １ |
| 安佐動物公園飼育・展示課 | １３ | － | １３ |
| 植物公園管理課 | 佐伯区倉重三丁目４９５番地 | １ | ２ | ３ |
| 植物公園栽培・展示課 | － | １ | １ |
| 昆虫館 | 東区福田町字藤ケ丸１０１７３番地森林公園内 | － | － | － |
| 合　　　　　計 | １５ | ５ | ２０ |

３　賃貸借物件（パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）、周辺機器及びソフトウェア）

⑴　別紙「機器等仕様書」の条件を満たすこと。

⑵　賃貸借期間中における修理部品の供給が可能であること。

４　納入、設置、接続・設定

⑴　発注者が現在利用しているＬＡＮシステムを介して、各パソコンがインターネットに接続できるよう設定を行うとともに、設定内容を記載した書類を発注者に提出すること。

また、発注者は、ＬＡＮシステムを平成３１年３月に更新する予定としているため、この際には、再度設定を行うとともに、設定内容を記載した書類を発注者に提出すること。

⑵　ｅメールがすぐに利用ができるよう、各パソコンにアカウントの設定やアドレス帳の移行を行うこと。

⑶　各パソコンに、利用可能なプリンタの設定を行うこと。

⑷　基本ソフト（Windows）及びウイルス対策ソフトのアップデートを自動実行できるように設定すること。なお、ウイルス対策ソフト（ライセンス）は発注者が別途調達するため、本契約には含まない。

⑸　発注者が平成３０年９月３０日まで利用するパソコン（以下「旧パソコン」という。）のデータを納入、設置するパソコンに移行すること（旧パソコンごとに作成した「移行用フォルダ」の　　　移行）。

⑹　ソフトウェアは、インストール等を済ませ、動作確認を行うとともに、必要なユーザー登録を　　行うこと。

⑺　ウイルス対策等のセキュリティについては、ＬＡＮシステム一式の賃貸借契約書、仕様書の「別紙３ セキュリティ対策等」を考慮するとともに、必要に応じてＬＡＮシステム事業者に確認の上、設定等を行うこと。また、平成３１年３月に更新するＬＡＮシステムの利用を開始することに伴うウイルス対策等のセキュリティについても、同様に対応すること。

⑻　納入、設置、接続・設定を行う日程は、発注者と協議すること。

５　パソコン及び周辺機器の管理

受注者は、個々のパソコンに識別票（管理番号、ＩＰアドレス、賃貸借期間、故障時の連絡先業者名等）を貼付し、善良な管理者の注意をもってパソコン及び周辺機器（以下「機器」という。）を管理すること。

６　納入期限

平成３０年９月３０日

７　賃貸借期間

平成３０年１０月１日から平成３５年９月３０日まで（６０か月）

８　検査

接続・設定後、速やかに発注者の検査職員に報告し、検査職員立会いのうえ、検査を受けること。

９　保守内容及び保守体制

⑴　受注者は、賃貸借期間中、機器及びソフトウェア（以下「機器等」という。）が正常に動作するよう必要な保守（修繕・交換等を含む。以下同じ。）を行うこと。

⑵　受注者は保守に関する受付窓口を設けるものとする。受付時間は９時から１７時まで（土曜日、日曜日及び祝日を含み、年末年始を除く。）とする。

⑶　機器等に障害が発生し、復旧や修理等の依頼を受けたときは、直ちに専門技術者を派遣し、復旧や修理等の作業に着手し障害の切り分けを行うこと。

また、ネットワークの不具合に起因すると考えられる障害に対しても原因確認に努め、ネット　ワーク事業者と連絡を取り合うなどして復旧対応を行うこと。

なお、発注者が簡単な操作等を行うことにより復旧が可能であると、発注者又は受注者が判断　できる場合には、電話対応によることができるものとする。

⑷　復旧や修理等が必要となった場合、受注者は迅速に各種対応（機器等の設定、部品の交換・修理等）を行い、受付当日に復旧や修理等を行うものとする（訪問修理を含む。）。ただし、やむを得ない事情により受付当日に復旧や修理等が困難な場合は、速やかに発注者と協議を行い、発注者の指示に従うものとする。なお、土曜日、日曜日及び祝日は、保守に関する受付のみとし、復旧や修理等を翌営業日に行うことができるものする。

⑸　機器等に障害が発生し、復旧や修理等に日数を要し発注者の業務に支障が生じるときは、その期間中代替機を設置すること。

⑹　次に掲げる事項を除き、保守に関する一切の経費（部品代、出張費及び技術料を含む。）は、　　　受注者の負担とする。

ア　機器の清掃

イ　バッテリーパックの交換

ウ　発注者の瑕疵により生じたことが明らかな障害の対応

⑺　交換して不要となった部品等については、受注者が適正に廃棄処分するものとする。

10　機器等の撤去

⑴　賃貸借期間満了後、受注者は、発注者と日程等を協議し、機器等を撤去するものとする。

⑵　撤去する機器等に記録しているデータは、復元できないよう、発注者と協議の上、専用ソフトを利用するなど確実な方法で完全に消去するものとする。

⑶　機器等の撤去の際、データを復元できないよう削除したことが確認できる書類を提出するものとする。

⑷　⑴から⑶の実施に係る一切の経費は、受注者が負担するものとする。

11　その他

本件に関する疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。また、協議後に、受注者は協議録を作成し、発注者に提出するものとする。

機　器　等　仕　様　書

１　パソコン及び周辺機器の仕様

⑴　パソコン（デスクトップ型）１５台

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 仕　　　　　様 |
| ①OS | Microsoft Windows 10 Professional （日本語64bit） |
| ②CPU | インテルCeleronプロセッサーG3930（2.90GHz）相当以上であること。 |
| ③メモリ | 4GB以上であること。 |
| ④HDD | 500GB以上（内蔵型）であること。 |
| ⑤光学ドライブ | DVD－ROM ドライブユニットを有していること。 |
| ⑥LANボード | 1000BASE-T/100BASE-TX 対応(内蔵型)であること。 |
| ⑦インターフェース | USB2.0×4以上、USB3.0×4以上有していること。LAN（RJ-45）×1以上有していること。DVI-D（シングルリンク、24ピン）×1以上有していること。 |
| ⑧キーボード | 日本語キーボード(109Aキー、JIS配列準拠)であること。 |
| ⑨マウス | 光学式ホイールマウスであること。 |
| ⑩その他 | リカバリデータディスクを添付すること。 |

⑵　ディスプレイ　１５台

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 仕　　　　　様 |
| ①パネルタイプ | 19.5型ワイド（TFTカラー液晶）以上であること。アンチグレア処理が施されていること。 |
| ②画素数 | 1600×900ドット（ＨＤ＋）以上であること。 |
| ③映像入力端子 | DVI-D（シングルリンク）を有していること。 |

⑶　パソコン（ノート型）５台

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 仕　　　　　様 |
| ①OS | Microsoft Windows 10 Professional （日本語64bit） |
| ②CPU | インテルCeleronプロセッサー 3855U（1.60GHz）相当以上であること。 |
| ③メモリ | 4GB以上であること。 |
| ④HDD | 500GB以上であること。 |
| ⑤光学ドライブ | 内蔵型DVD－ROM ドライブユニットを有していること。 |
| ⑥ディスプレイ・画素数 | 15.6型ワイド以上、1,366×768 ドット 以上であること。 |
| ⑦LANボード | 1000BASE-T/100BASE-TX 対応（内蔵型）であること。 |
| ⑧インターフェース | USB3.0×4以上有していること。LAN（RJ-45）×1以上有していること。アナログRGB×1以上有していること。HDMI出力端子×1以上有していること。 |
| ⑨キーボード | 日本語テンキー付キーボード(JIS配列準拠)であること。 |
| ⑩マウス | 光学式ホイールマウス（USB 接続）を添付すること。 |
| ⑪その他 | リカバリデータディスクを添付すること。 |

２　ソフトウェア

次のアプリケーションソフトのインストールを行うこと。

・　Microsoft Office Personal 2016